

(フリガナ)氏名		〇 〇 〇 〇		生年月日	昭和 57 年 4 月 5 日生 (20 歳)	性別	男・女
住所		住所の郵便番号		〇 〇 〇 〇 〇 〇	都道府県	〇 〇	市区
① 障害の原因となった傷病名	知的障害 ICD-10コード(F 7 1)	② 傷病の発生日	昭和 57 年 7 月 頃 日	③ ①のため初めて医師の診療を受けた日	昭和 57 年 7 月 頃 日	④ 本人の発病時の職業	なし
		⑤ 本人の発病時の職業	なし	⑥ 既往障害	なし	⑦ 既往症	なし
⑥ 傷病が治った(症状が固定した状態を含む。)かどうか。		昭和 13 年 10 月 5 日	確認(確定)	症状のよくなる見込...		有・無・不明	なし
⑦ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項		陳述者の氏名 〇 〇 〇 〇 請求人との続柄 母親 聴取年月日 平成 12 年 9 月 25 日 出生時は異常がなかったが、生後5ヶ月頃、発熱、ひきつけが数日続き、〇〇市小児科に入院した。その後、精神運動の発達が遅れ、また、3歳頃まで2～3度のひきつけがあった。始歩は3歳半、発語は4歳頃で、5歳頃からひきつけはなくなった。地元の養護学校に通学し、卒業後は在宅で気が向けば農作業を手伝う。					
⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 昭和 12 年 9 月 25 日		表情は意欲状でぼんやりしている。発音は不明瞭、会話は「はい」「いいえ」程度の受け答えはする。1桁のか減算はできるが、2桁はできない。左右の見わけはできるが方角はわからない。					
⑨ これまでの発育・養育歴等(出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴をできるだけ詳しく記入してください。)		ア 発育・養育歴 生後5ヶ月でひきつけ		イ 教育歴 乳児期 不就学・就学猶予 小学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高校(普通学級・特別支援学校) その他		ウ 職歴 なし	
エ 治療歴(書ききれない場合は⑩「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)							
医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰(軽快・悪化・不変)		
〇〇小児科病院	昭和57年12月～58年2月	入院・外来	不明				
△△小児科病院	昭和58年3月～平成12年8月	入院・外来	知的障害	ひきつけに対し薬物療法	軽快		
〇〇病院	平成12年9月～現在年月	入院・外来	知的障害				
	年 月～年 月	入院・外来					
	年 月～年 月	入院・外来					
⑩ 障 害 の 状 態 (平成 14 年 4 月 24 日 現症)							
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)				イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。			
前回の診断書の記載時との比較(前回の診断書を作成している場合は記入して下さい。) 1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明 I 抑うつ状態 1 思考・運動制止 2 刺激性・興奮 3 憂うつ気分 4 自殺企図 5 希死念慮 6 その他() II そう状態 1 行為心迫 2 多弁・多動 3 感情昂揚・刺激性 4 思考奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大性 7 その他() III 幻覚妄想状態等 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しい奇異な行為 6 その他() IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減退思考 5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他() V 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情鈍麻 3 意欲の減退 4 その他() VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他() ※てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ (A・B・C・D) 2 てんかんの発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回程度) VII 知能障害等 ① 知的障害 ア 軽度 ○ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 2 認知症 3 その他症状等 4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他() 5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他() VIII 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他() IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他症状等() X 乱用、依存等(薬物等名) 1 乱用 2 依存 3 離脱 XI その他 []				・簡単な会話はできるが複雑になるとできない。 ・1桁のか減算はできるが、2桁はできない。 ・左右の見わけはできるが、方角はわからない。 ・ときに興奮して物をこわすことがある。			

「診療録で確認または本人の申立て」のどちらかを○で囲み、本人の申立ての場合はそれを聴取した年月日を記入してください。

(お願い) 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

(お願い) 臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

ウ 日常生活状況 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するもの一つを○で囲んでください。) 入院 ・ 入所 (在宅) ・ その他() (施設名) 同居者の有無 (有) ・ 無) (イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。) [母親と2人暮らし、ときに母親に反抗し、興奮して物をこわすことがある。] 2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。) (1) 適切な食事-配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。 ☐ できる ☒ 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (2) 身の清潔保持-洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。 ☐ できる ☒ 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする ☐ 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (3) 金銭管理と買い物-金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☒ 助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (4) 通院と服薬(要) (不要)-定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☒ 助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (5) 他人との意思伝達及び対人関係-他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☒ 助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (6) 身の安全保持及び危機対応-事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☒ 助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない (7) 社会性-銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 ☐ できる ☐ おおむねできるが時には助言や指導を必要とする ☒ 助言や指導があればできる ☐ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない	3 日常生活能力の程度(該当するもの一つを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用して下さい。 (精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知症・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。) (3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。) (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。) (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。) (知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度) (3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度) (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度) (5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人でできない程度)
エ 現症時の就労状況 ○勤務先(一般企業、作業所、就労支援施設などの名称種類及び障害者雇用、一般雇用、自営などの雇用形態について記載してください。) ○勤続年数(年 ヶ月) ○仕事の頻度(週に・月に ()日) ○ひと月の給与(円程度) ○仕事の内容 ○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	オ 身体所見(神経学的な所見を含む) 発語不明瞭 カ 臨床検査(心理テスト(知能テストの場合には、知能指数、精神年齢)を含む。) 田中・ビネー式検査 1Q40 キ 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等) 利用していない
⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力(必ず記入してください。)	労働能力はなく、日常生活は母親の援助が必要
⑫ 予 後(必ず記入してください。)	改善は見込めない
⑬ 備 考	

上記のとおり、診断します。

平成 14 年 4 月 24 日

(精神保健指定医 ○○ 号)

病院又は診療所の名称 ○○病院

診療担当科名

精神科

所 在 地

○○県○○市○○

医師氏名

○ ○ ○ ○

印

(付 記)

○ 本例は、初診日が「昭和57年7月頃」であるので、障害認定日は1年6月後の昭和59年1月頃となるが、まだ20歳前であるので、20歳に達する日(平成14年4月4日)の障害の程度が国年令別表に該当するか否かの認定を行うこととなる。
この診断書の障害の状態は、平成14年4月24日現症のもので、20歳到達日以降3月以内の診断書であるので、20歳到達日の障害の状態はこれで確認できる。

○ 傷病は、「知的障害」であるので、⑨、⑩、⑪欄は必ず記載されていなければならない。

■認定

障害の程度は、簡単な会話はできるが複雑になるとできず、知能指数は田中・ビネー式検査でIQ40で1桁の加減算はできるが、2桁はできない。

また、発語不明瞭、方角がわからない等、日常生活において母親の援助を必要とし、日常生活能力の程度は、「日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である」となっており、精神能力の全般的発達に遅滞があり、日常生活における身の回りの処理にも家族の援助を要していることから、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると認められるので、2級16号と認定される。